

平成29年度フィルムコミッション支援事業仕様書

1. 業務名 平成29年度フィルムコミッション支援事業

2. 事業目的

当該業務は、三重県観光振興基本計画による伊勢志摩サミット開催等の好機を生かした何度でも訪れたい観光地づくりをめざした国内誘客戦略の趣旨に基づき、本県に映画、テレビドラマ、CMなどの撮影を誘致するために、ロケ等の誘致に積極的に取り組む県内各地域のフィルムコミッションの活動支援を行うとともに、県内のロケ地情報や各地の魅力ある地域情報を収集し発信するなど、ロケ地としての「三重」の魅力をアピールし、より多くのロケを誘致することで、撮影された映像を通じて三重県への誘客を図るものです。

3. 履行期間 契約の日から平成30年3月31日まで

4. 業務内容

以下の業務について委託する。

- (1) 映画・映像関係者等からの多様かつ短期間でのエキストラやスタッフ等の人的支援の要求に対し、県内のフィルムコミッションと密に連携しながら、年間を通して対応できる一元的な窓口を三重県内に設置し、ロケ誘致やロケの後方支援を円滑に実施する。
- (2) 市町、関係団体、事業者等と連携し、迅速な対応ができる仕組みを構築する。
- (3) 県内フィルムコミッション間の情報共有・連携や、先進事例を学ぶための研修会等を1回以上実施する。
- (4) メディア等を活用した県内ロケ地やロケ地周辺の旬の観光情報などが一体となった情報発信を1回以上行う。
- (5) 県内フィルムコミッションの実績をとりまとめた報告を1回以上行う。
- (6) その他、県内ロケが行われた映画やドラマ等の中で、旬な情報として発信すべきものについては、手法等について県観光誘客課と協議の上、効果的なPRを行う。

5. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとしします。
- (2) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに実地及び書面による検査を実施することができるものとしします。
- (3) 本業務により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払が完了したときをもって三重県に譲渡されるものとしします。また、

受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないもの
とします。

6 納品する成果品

(1) 委託業務完了報告書（事業終了後）

【記載内容】

- ア) 委託事業の実施期間
- イ) 上記4に係る実施結果等を記載した事業報告書
(実施結果の概要をまとめたもの)
- ウ) その他県が指示するもの

7 その他

- (1) 委託期間内において、必要に応じて三重県観光誘客課との業務の打ち合わせ
を実施し、業務の状況及び今後の実施予定等を確認するものとします。
- (2) 個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事
していたもの等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72
条に罰則があるので、留意すること。
- (3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - (A) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係
法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務
を負うものとします。
 - a 断固として不当介入を拒否すること。
 - b 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - c 委託者に報告すること。
 - d 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、
納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協
議を行うこと。
 - (B) 受託者が（A）b又はcの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件
関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札
資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。